

答 申 第 1 1 8 号

平成 24 年 7 月 12 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（答申）

平成 24 年 6 月 26 日付け市第 682 号で諮問のあったこのことについて、下記
のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、次の事項について配慮する
ものとする。

- 1 条例化に当たっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の意見
を十分反映すること。特に、がん患者の状況の把握に関する事務については、
その必要性について十分説明を尽くしたうえで、意見を聴取すること。
- 2 災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関
する事務については、知事の判断が災害の状況に応じて適切に行われるよう
留意すること。
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムに平成 25 年度末から生体認証システ
ムが導入される予定であることを踏まえつつ、操作者識別カード、端末機そ
の他情報資産の管理方法の見直しに当たっては、アクセス管理を徹底するな
ど、情報流出や不正行為がないよう配慮すること。
- 4 操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、本人確認情報の保護
に万全を期すこと。

- 5 本人確認情報の利用状況について、定期的に当審議会へ報告すること。
- 6 今後、利用事務を追加するため条例改正をしようとする場合には、あらかじめ当審議会の意見を求めること。